

中央公園こどもの水遊び場 整備工事

プロポーザル実施要領

令和7年12月

富士市 みどりの課

中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、中央公園こどもの水遊び場整備工事の受注者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 工事概要

- (1) 工事名称 中央公園こどもの水遊び場整備工事
(2) 工事場所 富士市 永田町二丁目 地先
(3) 事業内容
- ・既存噴水の撤去
 - ・水遊び場整備 1箇所
 - ・電気工事
 - ・ゴムチップ舗装
 - ・園路復旧
 - ・シェルター設置 2基
 - ・案内看板設置 1基
 - ・施工に必要な調査、設計、管理

※詳細は中央公園こどもの水遊び場整備工事仕様書のとおりとする。

- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年7月15日まで
(5) 支払限度額 35,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※本工事は債務負担行為であり、令和7年度中の支払いは行わないものとする。
なお、支払い予定額は契約金額の0%（令和7年度）、100%（令和8年度）
とする。

3 選定方法 公募型プロポーザル方式（設計施工一括発注方式）

4 担当課（問い合わせ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所都市整備部みどりの課公園管理担当
電話番号 0545-55-2795（直通）
FAX番号 0545-53-2772
メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき土木工事業または造園工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者（土木一式または造園工事業）であること。
- (5) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (7) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者及び同法第19条の2に規定する現場代理人を事業現場に適正に配置できる者であること。
- (8) 本プロポーザル審査委員と利害関係者でないこと。
- (9) 過去5年間（下請け工事を含む、令和2年4月1日から公告日までに完成し引渡しが完了した工事）の国や地方公共団体等が発注する公共工事において、公園に関する工事の施工実績を有する者であること。

6 公募開始から履行期限までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

(表1)

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和7年12月4日(木)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和7年12月9日(火)	持参、郵送又は電子メールによる提出
3	質問回答の公表	令和7年12月12日(金)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和7年12月17日(水)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和7年12月18日(木)	電子メールによる通知
6	技術提案書等に関する質問書提出期限	令和7年12月22日(月)	電子メールのみ受付
7	技術提案書等に関する質問回答の公表	令和7年12月25日(木)	富士市ウェブサイトへの掲載
8	技術提案書等提出期限	令和8年1月19日(月)	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年1月20日(火)	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年1月21日(水)	
11	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年1月22日(木)	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
12	契約	令和8年2月中旬	
13	履行期限	令和8年7月15日(水)	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年12月9日(火)まで(最終日は、午後5時までとする。)
- (2) 提出先 富士市都市整備部みどりの課公園管理担当(市庁舎7階)
- (3) 提出方法 「参加表明に関する質問書(様式-1)」に記入の上、持参(土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで)、郵送(簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと)又は電子メールいずれかで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

提出先 上記4 担当課(問い合わせ先) 参照

- (4) その他 質問に対する回答内容は、中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年12月17日（水）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部みどりの課公園管理担当（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出書類 指定の様式による

(表2)

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式－2	正本1部 副本1部
2	暴力団等に該当しない旨の誓約書	様式－3	
3	配置予定技術者経歴書	様式－4	
4	委任状 ※提案等に関する権限の委任について必要な場合は提出	様式－5	
5	法人の過去5年間（下請け工事を含む令和2年4月1日～公告日まで）の国や地方公共団体等が発注する公園に関する工事実績が確認できる資料（工事情報システム（COLINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し、または工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要等が確認できる資料）、（5件を上限とする）	－	
6	法人の過去3年間（下請け工事を含む令和4年4月1日～公告日まで）における富士市発注工事の施工実績が確認できる資料（工事情報システム（COLINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し、または工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要等が確認できる資料）、（5件を上限とする）	－	
7	配置予定技術者の過去5年間（令和2年4月1日から公告日までの間に完成し引渡しが完了した工事）における主任（監理）技術者の施工経験実績の確認できる資料（工事情報システム（COLINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し）、（5件を上限とする）	－	

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、法人の過去5年間（下請け工事を含む令和2年4月1日～公告日まで）の国や地方公共団体等が発注する公園に関する工事実績、法人の過去3年間（下請け工事を含む令和4年4月1日～公告日まで）における富士市発注工事の施工実績等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和7年12月18日（木）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が6者以上いる場合は、本要領14の「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「法人の施工実績、配置予定技術者の能力・実績」に対する評価内容及び評価基準に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位5者を選定する。

また、5者以下の場合は、提案者全てを一次審査による選定者とし、本要領14の「評価項目及び評価基準」及び本要領15に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月19日（月）（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部みどりの課公園管理担当（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出書類 指定の様式による

（表3）

No.	提出書類	提出部数	様式
1	技術提案書等提出届	正1部	様式-6
2	現場代理人等選任（変更）通知書	正1部 副7部	様式-7
3	提案金額書	正1部 副7部	様式-8
4	提案金額内訳書	正1部 副7部	様式-9
5	技術提案書	正1部 副7部	任意 ※A4サイズ縦（製本 又はファイルとじ）

(5) 留意事項

- ア 技術提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 製本、副本とともに、原則A4サイズ（両面刷り、カラー印刷）とするが、必要に応じてA3サイズ（片面A4折り、カラー印刷）も認める。A4フラットファイルにて提出すること。
- ウ 技術提案書の内容は、本要領14「評価項目及び評価基準」を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載すること。
- エ 技術提案書には、概要図（完成予想図）、工程表案、構造図（参考として概要図の内容がわかるもの）、提案金額内訳書の算出根拠となる工事数量計算書を添付すること。

11 技術提案書等提出に関する質問の受付及び回答

技術提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和7年12月22日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「技術提案書等提出に関する質問書（様式－10）」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 質問回答日 令和7年12月25日（木）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式－11）」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月20日（火）午後3時まで
- (2) 提出先 富士市役所都市整備部みどりの課公園管理担当（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和8年1月21日（水）詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市役所10階フレックススペース
- (3) 出席者 本事業に精通する者5人以内とする。
- (4) 所要時間 技術提案者当たり25分以内とする。

(提案者からの説明 15 分、質疑応答 10 分)

(5) 実施の順番 技術提案書の受付順とする。

(6) その他

- ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
- イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
- ウ プレゼンテーションに当たってプロジェクターの使用は認める。なお、プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは本市で用意するが、その他の機器（パソコン等）は技術提案者で用意すること。
- エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、5 分以内とする。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

技術提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点 200 点）は、下記のとおりとする。詳細は「中央公園こどもの水遊び場整備工事 プロポーザル評価基準」による。

(1) 「法人の施工実績の件数、配置予定技術者の能力・実績」に対する評価項目及び評価内容（提出書類による一次審査）

(表 4)

評価項目		評価内容
実績等	法人の施工実績の件数 (20 点)	過去 5 年間の国や地方公共団体等が発注する公園に関する工事の施工実績の件数 (下請け工事を含む、令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの間に完成し引渡しが完了した工事)、(5 件を上限とする)
		過去 3 年間における富士市発注工事の施工実績の件数 (下請け工事を含む、令和 4 年 4 月 1 日から公告日までの間に完成し引渡しが完了した工事)、(5 件を上限とする)
	配置予定技術者の能力・実績 (20 点) ※ 1	技術者の保有する資格 (公告において工事受注に必要な資格を有している場合)
		過去 5 年間における主任（監理）技術者の施工実績の件数 (令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの間に完成し引渡しが完了した工事)、(5 件を上限とする)

※ 1 直接的かつ継続的に 3 カ月以上の雇用関係があること。

(2) 「価格及び技術提案」に対する評価項目及び評価内容（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査）

評価項目	評価内容
価格 (10点)	価格が妥当であるか。
技術提案書	安全性 (25点) 水滑りに対する転倒対策を行うなど、安全に利用できる製品となっているか。
	維持管理性 (20点) ・長寿命化を考慮した部材を使用しているか、 容易に点検可能か。 ・補修や部材交換が容易に行えるか。
	耐久性 (20点) ・劣化しにくく長期の使用が可能か。 ・耐久性の向上策が講じられているか。
	資料作成能力 (20点) ・提案書は的確なとりまとめでわかりやすい か。 ・提案書内の図面作成等の創意工夫がされてい るか。
	デザインへの配慮 (25点) ・デザイン（造形・色調）はどうか。 ・提案が設置する公園に合っているか。 ・利用者の好奇心を掻き立てるものか。
	独自性 (20点) 他社及び仕様書にない独自の提案があるか。
	施工計画 (20点) 工期短縮により公園利用者への影響を小さく するなどの工夫があるか。

※この評価項目の配点は、審査委員1人当たりの点数を表示しており、審査委員による評価点は平均点（小数第2位を四捨五入）とする。

(3) 評価点の算出方法

ア 評価項目の得点化について

表4及び5に示す評価点の得点化方法は、5段階評価により評価項目別に点数を算出し、各点数に係数を掛け評価点を算出する。

(表6)

点数	評価基準
5	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（趣旨に合致している）
2	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

イ 実績等評価の得点化方法

評価項目のうち「実績等」による評価は、下記に示すとおり得点化する。

施工実績が0件の場合は0点とし、施工実績1件につき1点加算する。5件以上の場合は5点とする。

技術者の保有する資格については要件を満たさない場合は0点、要件を満たす場合に5点とする。

ウ 価格評価の得点化方法

評価項目のうち「価格」による評価は、下記に示すとおり得点化する。

～31,000千円以下	5点
31,000千円超～32,000千円以下	4点
32,000千円超～33,000千円以下	3点
33,000千円超～34,000千円以下	2点
34,000千円超～35,000千円以下	1点

エ 技術提案による評価の得点化方法

評価項目のうち「技術提案書」による評価は、下記に示すとおり得点化する。

事業者からの説明を基に審査委員が個別に評価を行う。

オ 得点化の取りまとめについて

各委員ごとにア～エの点数に係数を掛けて評価点を算出し、全委員の評価点の平均点（小数第2位を四捨五入）を算出し、その平均点を技術提案者の評価点とする。

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 技術提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された技術提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき評価点を付け、評価点の最も高い技術提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領5に定める「参加資格要件」に定める内容を満たさない技術提案書は失格とする。

エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い技術提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

(2) 審査結果の公表

ア 技術提案者には、「プロポーザル技術提案書等審査結果通知書」を、令和8年

1月22日（木）に電子メールにて送付する。

- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、富士市ウェブサイトで公表する。委員個別の評価結果については公表しない。
ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

16 契約書作成において使用する約款

「富士市建設工事請負契約約款」を使用する。

17 最低制限価格

設定しない。

18 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和8年2月中旬（予定）

19 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び技術提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる技術提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領2(5)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

(イ) 本要領13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

(ウ) 技術提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 技術提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポ

ーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

- (イ) プレゼンテーション時に、予定技術者が欠席した場合
- (ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は技術提案書の記載内容以外を説明した場合

(エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、技術提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 提案書等の著作権については、次に掲げるとおりとする。
 - ア 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに関わる事務処理において必要があるときは、提出された提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ウ 市は、参加者から提出された提案書等について富士市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。
- (8) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、富士市情報公開条例に基づき公開することがある。ただし、事業者のノウハウ等に属し、秘密とすべき事項がある場合は、あらかじめ提案書において当該事項を特定し、本市に説明すること。

20 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領7	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領8	
様式－3	暴力団等に該当しない旨の誓約書	要領8	
様式－4	配置予定技術者経歴書	要領8	
様式－5	委任状	要領8	
様式－6	技術提案書等提出届	要領10	
様式－7	現場代理人等選任（変更）通知書	要領10	

様式－8	提案金額書	要領 10	
様式－9	提案金額内訳書	要領 10	
様式－10	技術提案書等提出に関する質問書	要領 11	
様式－11	プロポーザル参加辞退届	要領 12	